

日野市電力の調達に係る環境配慮方針

平成 24 年 1 月 31 日制定

（目的）

第 1 条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、同法第 11 条第 1 項に定める方針として、日野市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札等の実施に際し、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、温室効果ガス等の削減や環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札等に係る入札等参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定する小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境への配慮状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

（対象機関）

第 3 条 この方針は、市の全ての機関が環境に配慮した電力調達に係る競争入札等により電力を調達する際に適用する。

（環境評価項目）

第 4 条 この方針における環境評価項目等は、次のとおりとする。

1. 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示
2. 評価点項目
 - ①二酸化炭素排出係数
 - ②未利用エネルギー活用状況
 - ③再生可能エネルギー導入状況
 - ④需要家への省エネ・節電に関する情報提供の取組

（入札等参加資格）

第 5 条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札等に係る入札等参加資格は、前条に定める環境評価項目について、別表に定める日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準（以下「評価基準」という。）により、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ算定した評価点の合計が 70 点以上であることとする。

（評価）

第 6 条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札等に参加を希望する電気事業者は、第 4 条に定める環境評価項目について別表の評価基準により評価点を算定し、「日野

市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）」に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、同一年度中に既に報告書を提出している電気事業者にあつては、報告内容に変更がない場合に限り、これを省略することができる。

- 2 市長は、前項の規程により報告書の提出があつたときは、その内容を確認し、評価の結果について、「日野市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（様式第2号）」により電気事業者に通知する。

（方針の見直し）

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

（委任）

第8条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年11月28日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示

経済産業省（「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照））に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に算入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 評価点項目及び評価点

評価点項目	区 分		評価点
①前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上	0.350未満	70
	0.350以上	0.375未満	65
	0.375以上	0.400未満	60
	0.400以上	0.425未満	55
	0.425以上	0.450未満	50
	0.450以上	0.475未満	45
	0.475以上	0.500未満	40
	0.500以上	0.525未満	35
	0.525以上	0.550未満	30
	0.550以上	0.575未満	25
	0.575以上	0.600未満	20
	0.600以上		0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上		10
	0%超	0.675%未満	5
	活用していない		0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	10.0%以上		20
	5.00%以上	10.0%未満	15
	2.50%以上	5.00%未満	10
	0%超	2.50%未満	5
	活用していない		0
④需要家への省エネ・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

定義」

用語	定義
① 前年度の 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数	「前年度の 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)」は、次の数値とする。 前年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき前年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した前年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(KWh) を同年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 （算定方式） $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{同年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分に

	ついては含まない。)をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス 3. 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの(算定方式) 前年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) $= \{[(①+②+③+④+⑤+⑥) \div ⑦]\} \times 100$ ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(KWh)) ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(KWh)) ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(KWh) ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(KWh) ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(KWh) ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる 非FIT 非化石証書に限る。) ⑦前年度の供給電力量(需要端(KWh)) 1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000KW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された

	電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 前年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

（注）電気事業者ごとの実排出係数・調達後排出係数等の公表について、前年度分が公表されるまでの間、電力調達契約の競争入札等を行う場合は、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と、「前々年度」とあるのは「前々々年度」と、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。

年 月 日

日野市長

所在地
名称
代表者名 印

日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

日野市が行う電力調達契約の入札等に参加したいので、日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。
なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	開示方法番号（複数選択可）
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	
ホームページ URL（ ）	

※確認資料を添付すること。ホームページ掲載の場合は URL 記載すること。

2 評価点項目、自社の基準値及び評価点

評価点項目	自社の基準値	評価点
①前年度の 1 k W h 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 （単位：k g - C O 2 / k W h）		
②前年度の未利用エネルギー活用状況		
③前年度の再生可能エネルギー導入状況		

評価点項目	取組の有無	評価点
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の評価点合計	
-----------	--

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「開示方法番号（複数選択可）」欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社の基準値」、及び「評価点」には、別表日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の評価点合計が70点以上となったものを入札等の参加資格があるものとする。
- 注4) 1及び2を満たすことを示す書類を添付すること。
- 注5) 契約期間内における努力等
- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、2の表による評価点合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
 - (2) 別表「日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準」の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じて関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間中の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）終了後または契約期間満了後、可能な限り速やかに、基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。
- 注6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3評価点項目は、同じ年度の実績値を使うものとする。

第 号
年 月 日

（電気事業者） 様

日野市長 

日野市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目
報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

日野市電力の調達に係る環境配慮方針第 5 条の入札等参加資格の要件を
備えている。
備えていない。